

平成 23 年 8 月 4 日  
上天草市地域防災計画策定検討委員会

## 上天草市地域防災計画の見直し及び今後の進め方について

### 1 東北地方太平洋沖地震の概要

本年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（モーメントマグニチュード 9.0、最大震度 7）という、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により多くの人命が失われるなど東日本に甚大な被害が発生した。

この災害等の特徴としては、我が国に観測史上最大規模の地震であって、長さ約 450Km、幅約 200Km の断層で 3 つの巨大な破壊が連続して発生し、東北各地で 6 分以上の揺れが継続したこと、また、津波に起因する人的被害・物的被害が甚大であったこと、さらに避難者数は最大約 45 万人超を数え、現在においても多数に上り、被災地域が広大であったことなどが上げられる。

### 2 地域防災計画の見直しの必要性

上天草市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、平成 18 年 4 月、上天草市防災会議によって作成された計画であり、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産の保護を目的としたものである。

この防災計画は、「総則」、「一般災害対策編」、「震災対策編」、「資料編」の 4 編で構成され、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示している。また、各段階において、防災訓練計画、災害備蓄物資・資機材整備計画、津波災害予防計画、火災予防計画などの大規模な災害が発生した場合の具体的な対処方法等が示されているものである。

今般の東北地方太平洋沖地震を教訓として、地震・津波を調査分析し、今後の地震・津波対策を検討に資するため、中央防災会議（内閣府）、地震調査研究推進本部地震調査委員会（文部科学省）をはじめとした関係省庁において、様々な検討会議が設置され、津波防災対策等に関する国の考え方の整理や長期評価の改訂等の作業が行われているところであり、また、熊本県においても県内の津波による被害推計の再点検や、大規模かつ広域的な災害への対応体制や住民避難体制等を中心に県地域防災計画の見直し作業が進められている。（国・県の取組動向の詳細については、「資料 3」のとおり。）

そのような中、本市地域防災計画についても、今般の東北地方太平洋沖地震のような大災害に対応できるよう抜本的な見直しが迫られており、特に津波を想定した住民への避難勧告等の情報伝達体制や避難勧告等の発令基準の策定、避難予定所の見直し及び避難経路の再点検、災害物資・資機材の物資・量の検証と備蓄場所の選定、津波ハザードマップの策定、大規模災害時に電気通信網が遮断された場合の通信手段の確保等については、現在の地域防災計画には具体的な基準や対応策が盛り込まれていないため、今回の検討委員会において議論し、この検討結果を地域防災計画及び職員災害初動マニュアルに反映させる必要があるところである。（検討項目及び防災計画（抜粋）については別紙1、2のとおり。）

### 3 今後の進め方

上天草市地域防災計画策定検討委員会は、上記2の見直し項目の審議の他、その他に必要と思われる追加項目を洗い出し、その項目ごとに、平成24年5月頃までを目途に審議し、その結果を防災会議に提案・承認の上、地域防災計画に反映させていくこととする。

なお、この見直し作業については、見直し項目のうち、今すぐにでも起こり得る災害に備えて早急に検討・見直しを進める必要があるもの、中央防災会議等、国の基本的考え方や示された資料をもとに、これらの審議結果を踏まえた見直しが必要であるものを区別し、まずは前者を優先的に本検討委員会において審議を進め、10月を目途に中間とりまとめを行い、防災会議に提案するものとする。（見直しスケジュールについては別紙3のとおり。）